平成２５年（再イ）第１６０号
横浜市磯子区磯子３丁目10番17号
再生債務者　山下　栄二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１８９号
神奈川県鎌倉市植木842番地８　ヒルハイツ鎌倉Ｃ―401号
再生債務者　上遠野光司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第５６号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2054番地１
再生債務者　久保　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再イ）第１０５号
京都府城陽市寺田今堀29番地の115
再生債務者　砂津　真吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第５４号
堺市堺区住吉橋町２丁１番18―802号
再生債務者　三里真裕美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２７４号
札幌市北区北８条西６丁目２番６号　シャンボール札幌421号、住民票上の住所旭川市末広４条４丁目４番20号
再生債務者　中澤　秀夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２８１号
札幌市厚別区青葉町３丁目２番２―211号
再生債務者　木村　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１４号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地　万世閣しらかばマンション101
再生債務者　多田　智和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２５年（再イ）第６０号
宮城県名取市飯野坂２丁目２番52―１号　ロイヤルヴィレッジ名取Ⅰ番館201号
再生債務者　堀井　洋文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第６号
宮城県東松島市赤井字川前二232番地３　メゾンミナミＡ
再生債務者　茂籠　良和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２５年（再イ）第４３号
千葉県八街市八街ほ439・ほ440番地合併３
再生債務者　飯田　克也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第５５号
千葉県四街道市和良比951番地440
再生債務者　寺嶋　勇樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第２１号
三重県桑名市大字東方2494番地２　レオパレスアスカ102号
再生債務者　八丁　一広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日　津地方裁判所四日市支部

平成２５年（再イ）第２９号
長崎県長崎市毛井首町506番地50
再生債務者　山口ひとみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第 20 号

平成14年２月５日都市基盤整備公団千葉地域支社公告第11号で公告した、公共下水道工事の一部が完了したので、次のとおり独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成 26 年３月 24 日　　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

特定公共施設の種類及び名称	工事完了の区間	工事の種類	工事の一部完了日
江戸川左岸及び手賀沼流域関連公共下水道	千葉県流山市市野谷字向山、市野谷字牛飼、市野谷字立野、市野谷字牛飼沢、市野谷字入台、西初石五丁目、西初石六丁目、東初石三丁目、東初石五丁目、東初石六丁目、十太夫、駒木字中溜上、駒木字堂台の各一部	公共下水道	平成26年３月24日